

## 大阪府物品関係一般競争入札実施要綱（電子）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、大阪府が大阪府電子契約システムを用いて行う物品関係の一般競争入札（入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）等の条件を付して行う一般競争入札を含む。以下「一般競争入札」という。）の実施に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）及び大阪府財務規則（昭和55年規則第48号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （実施対象）

第2条 この要綱の対象は、財務規則第78条第2項に規定する契約及び大阪府総務部契約局長（以下「契約局長」という。）に入札執行の依頼のあった物品購入に係る単価契約に係る一般競争入札とする。ただし、特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約をいう。）に係る一般競争入札については、同政令及び大阪府の物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年規則第77号）に特別の規定がある場合は、同政令及び同規則の規定によるものとする。

### （公告）

第3条 契約局長は、地方自治法施行令第167条の6第1項及び財務規則第55条第1項の規定に加え次に掲げる事項を大阪府電子契約システム

（<https://eawww.e-nyusatsu.pref.osaka.jp/portal/index>。以下「システム」という。）により公告する。

- (1) 入札の方法等
- (2) 入札参加資格確認申請手続
- (3) 入札手続等
- (4) 電子入札執行及び契約担当部局の名称及び問い合わせ先
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

### （予定価格等の公表）

第4条 予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額で、原則として公表する。この場合において、公表の日は、原則として当該入札案件の落札決定後とし、システムにより公表する。落札決定に至らなかった場合は、当該入札の予定価格は公表しない。ただし、予定価格を入札執行前に公表する入札の場合においては、公表の日は当該入札案件の公告の日とする。

### （関係資料の交付）

第5条 入札に参加するために必要となる資料（以下「電子入札公告等」という。）の交

付は、入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）に対し、システムにより行う。  
ただし、システムにより難しい場合は、電子入札公告又は発注概要書に記載する方法で交付する。

- 2 電子入札公告等において、仕様書に入札金額を見積るために必要となる資料（以下「設計図書」という。）の定めがある場合、設計図書の交付は、第9条第1項の規定により参加資格「有」と確認された者及び第10条第7項の規定により参加資格「有」であることが明らかになった者に対し、システムにより行う。
- 3 電子入札公告等の交付は、公告の日から開始する。
- 4 関係資料の交付は、無償とする。

#### （入札参加資格）

第6条 一般競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 入札案件の公告の日において、大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により入札案件毎に公告した入札参加資格を有するもの。ただし、入札案件毎に公告する、大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格申請受付期間において当該申請の受付を完了し、一般競争入札参加申請期限までに大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登載されている者を含む。
- (2) 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）（開札日において有効な入札書を提出した中小企業者の数が、当該入札の対象品目が別表に掲げる大阪府中小企業官公需特定品目（以下「特定品目」という。）にあつては3者未満、特定品目以外の品目にあつては5者未満である場合は、中小企業者以外の者を含む。）
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条の第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 入札案件の公告の日から開札の日までの期間において、次のアからエのいずれにも該当しない者
  - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
  - イ 大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
  - ウ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又

は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者

エ 大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（「電子入札公告」の公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）

(5) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第13条第1項第1号に掲げる電子証明書を取得し、及びシステムを利用するための登録を大阪府電子申請システムにより完了している者

(6) 前各号に掲げるもののほか、入札案件毎に定める条件を満たす者

（入札参加資格確認申請）

第7条 入札参加者は、第3条の規定により公告する内容に従い入札参加資格確認申請を行うものとする。

2 前項の入札参加資格確認申請は、システムにより行うものとする。

（入札参加の辞退等）

第8条 入札参加者は、下記に示すところにより、入札参加申請の「取下げ」あるいは入札参加の「辞退」をすることができる。

入札参加申請を取下げた者又は入札参加を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けることはないものとする。

2 入札参加申請の取下げ

入札参加者は、参加資格確認申請書の受付期間中に限り、入札参加申請をシステムにより取下げることができる。この場合、同期間中であれば、再度、システムにより入札参加申請を行うことができる。

3 入札参加の辞退

(1) 入札参加者は、次条第2項及び第10条第7項の通知を受けた後から入札書を提出するまで、入札参加を辞退することができる。ただし、入札書の提出後は、辞退することができない。

(2) 入札参加を辞退するとき、又は参加資格を喪失する事由が生じ入札参加を辞退するときは、システムにより入札の辞退届を提出しなければならない。

(3) 辞退届を提出後は、当該辞退届を撤回できない。

(4) 入札書の提出期間を過ぎても入札書が大阪府電子入札サーバーに未到着の場合は、当該入札参加者が入札参加を辞退したものとみなす。

(5) 入札参加を辞退した者は、参加資格確認申請書受付期間中であっても、当該入札には再度申請することができない。

（入札参加資格の審査等）

第9条 契約局長は第7条第1項の入札参加資格確認申請を行った者について、大阪府に登録されている情報に基づき、入札参加資格の一部についてシステムによる自動審査を行う。

- 2 前項に規定する自動審査の結果は、参加資格確認通知書をシステムにより交付することにより通知する。
- 3 第1項に規定する自動審査の結果、入札参加資格を満たさないと認めた者（以下「無資格者」という。）に対しては、前項の参加資格確認通知書に、入札参加資格を満たさないと認めた理由、及びその理由に疑義がある場合は契約局長に対し所定の期間内に説明を求めることができる旨、明記しなければならない。

（無資格者に対する理由説明）

第10条 無資格者が理由説明を求めることができる期間は、参加資格確認通知書の発行日の翌日から起算して7日間（休日等を除く。）とする。

- 2 理由説明はシステムにより求めさせるものとし、それ以外の方法によるものは認めないこととする。
- 3 契約局長は理由説明を求められたときは、その翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に、理由説明を求めた者に対し、システムにより回答しなければならない。ただし、システムにより回答できない場合は、書面により行うものとする。
- 4 前項の回答に不服がある者（以下「不服申立者」という。）は、契約局長に対し苦情の申立てを行うことができる。
- 5 契約局長は、前項の申立てがあった場合には、速やかに大阪府入札監視等委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼しなければならない。
- 6 契約局長は、委員会の審議の結果（以下「審議結果」という。）を踏まえた上で、審議結果を受けた日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に、不服申立者に対し、回答しなければならない。
- 7 第2項により理由説明を求めた者が、入札参加資格を有することが明らかとなった場合は、理由説明を求めた者に対し、改めて入札参加資格を有する旨を記載した参加資格確認通知書をシステムにより交付することにより通知する。

（電子入札公告等及び設計図書に対する質問）

第11条 電子入札公告等に関する質問及び設計図書に関する質問はシステムにより行うものとする。

- 2 前項の質問に対する回答は、システムにより行うものとし、その際、入札参加希望者名又は入札参加者名を特定できないようにするため、質問に入札参加者名を特定できる内容を記載してはならない旨を電子入札公告等に明示し、注意を促すものとする。

（入札の実施）

第12条 入札は、本要綱を踏まえ別に定める共通入札説明書及び大阪府電子入札心得（物品関係）（以下「電子入札心得等」という。）に基づき実施する。

- 2 電子入札心得等に定めるもののほか、必要な事項を定めるときは、第3条の規定により公告する事項において明らかにするものとする。

(再度入札)

第13条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。この場合において、再度入札は、1回限りとする。ただし、予定価格を入札執行前に公表した入札の場合においては、再度入札は行わない。

2 再度入札において、入札書を提出できる期間は、原則として、システムにより再入札通知書を発行した日又はその翌日から起算して2日間（休日等を除く。）設けるものとする。

3 再度入札において、開札の日は、原則として、前項の規定による入札書の提出期限の日又はその翌日（休日等を除く。）とする。

4 再度入札を行うときは、再度入札を行う旨、再度入札の入札書の提出期間、再度入札の開札日時及び当初入札における予定価格を超える入札金額のうち最も低い入札金額を、システムにより当初入札の参加者（次項に規定する者を除く。）に通知するものとする。

5 当初入札に参加した者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

(1) 当初入札において入札参加を辞退した者又は入札書を提出しなかった者

(2) 第20条の規定により入札書が無効となった者

6 前条の規定は、再度入札について準用する。

(入札保証金等)

第14条 入札保証金は、財務規則第61条各号のいずれかに該当するときは、免除する。

2 落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札金額の100分の110又は消費税及び地方消費税の軽減税率の適用となる場合は、100分の108に相当する金額の100分の2に相当する金額を徴収する。ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。

(1) 大阪府入札参加停止要綱 別表13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合

(2) 大阪府入札参加停止要綱 別表6（安全管理措置）(2)イの規定により入札参加停止1ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合

(3) 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合

(入札執行の保留、延期若しくは取り止め又は紙入札への変更)

第15条 大阪府が公告から落札決定までの一連の手続（以下「入札執行」という。）を行うにあたり、次の各号のいずれかの事由が生じ、システムによる入札執行が困難又は執行すべきでないと認められるときは、入札執行を保留、延期若しくは取り止め又は従来の紙を用いた入札への変更（以下「保留等」という。）ができるものとする。

(1) 天災地変等により通信遮断、交通途絶等の事由が発生したとき。

(2) システムに障害が発生したとき。

(3) 入札執行を保留等にすべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する情

報が、有力な証拠をもって通報されたとき。

- (4) 入札参加者が電子入札公告等又は電子入札心得等の規定に違反する疑いがあるとき。
- (5) その他やむを得ない事由により、入札執行を保留等にすべきと判断したとき。

#### (調査の実施)

第16条 前条第3号又は第4号の規定に該当したときは、必要に応じて「大阪府総務部契約局公正入札対応マニュアル」に基づき、公正入札に係る調査を行うものとする。

- 2 電子入札公告等には、前項の調査を実施することとなった場合、入札参加者は調査に協力しなければならない旨を明記するものとする。
- 3 調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取り止める。

#### (開札)

第17条 開札の日は、入札書提出期間の終了日の翌日（休日等を除く。）を原則とする。

- 2 開札はシステムにより行うものとし、その日時は電子入札公告等において明らかにするものとする。

#### (事後審査)

第18条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札書を提出した者を「落札候補者」とし、「落札候補者」について、開札後、大阪府総務部契約局競争入札審査会設置要綱に規定する物品委託役務部会は、第9条第1項の自動審査を行った項目の確認及びそれ以外の項目の審査（以下「事後審査」という。）を実施する。

なお、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合にあっては、当該入札書を提出した者が参加の条件を満たし、かつ、契約の内容を履行することを確保するため、当該入札書を提出した者に照会するものとする。

- 2 「落札候補者」が2者以上あるときは、当該者が入札書と同時に提出したくじ入力番号に従い、電子くじにより事後審査の順位を決定し、その順位に従い事後審査を行う。
- 3 事後審査の結果、提出した入札書が無効となった場合又はその者が失格となった場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札書を提出した者（以下「次順位者」という。）に対し改めて事後審査を行う。

なお、この場合、次順位者が2者以上あるときは、第2項と同様の方法により事後審査の順位を決定し、その順位に従い事後審査を行う。

- 4 第1項の規定にかかわらず、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する価格その他の条件が大阪府にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価一般競争入札」という。）については、総合評価点の最も高い者を落札候補者とし、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、技術点の最も高い者を落札候補者とする。また、総合評価点が同点かつ技術点が同点の者が2者以上あ

るときは、当該者が入札書と同時に提出したくじ入力番号に従い、電子くじにより落札候補者を決定する。

（事後審査に必要な書類の提出等）

第19条 落札候補者には、電子入札公告等に定める事後審査に必要な書類（以下「事後審査書類」という。）を電子入札公告等で開札の日以降の日を指定した上、提出させる。

2 前項の規定にかかわらず、入札書を提出した全者に対し、事後審査書類の提出を求める必要がある入札については、電子入札公告等に明記するものとする。

3 落札候補者が、事後審査書類を提出しない場合は、当該落札候補者の入札書は無効とする。

（入札の無効）

第20条 前条までに定めるもののほか、入札に参加する資格がない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに本要綱、電子入札心得等及び電子入札公告等に示す条件等に違反した者の入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

（失格）

第21条 開札から落札決定までの期間において、次の各号に該当した者は、失格とする。

- （1） 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
- （2） 入札参加除外者、誓約書違反者又は暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められる者
- （3） 大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者

（落札者の決定方法）

第22条 事後審査の結果、資格が有効であると確認された者を落札者とし、システムにより入札参加者に通知する。

（契約保証金）

第23条 落札者には、契約保証金として財務規則第67条に定める額を納付させなければならない。ただし、契約保証金に代わる担保と大阪府が認めた有価証券の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、契約保証金は免除する。

- （1） 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結し、その保険証書を大阪府に寄託したとき
- （2） 財務規則第68条第3号に該当する場合に、落札者が契約保証金免除申請を行ったとき

(契約の締結等)

第24条 契約書及び契約に必要な書類は、特別の事情があるとして大阪府が承諾した場合を除き、落札決定の日の翌日から起算して、**10日以内**（休日等を除く。）に提出させるものとする。

2 前項の期間内に契約書が提出されない場合は、落札者としての権利を失い、契約を締結しない旨、電子入札公告等に明記するものとする。

3 暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書を落札決定後速やかに提出させるものとする。

4 前項の誓約書を提出されない場合は、契約を締結しない。

5 落札決定の日から契約締結の日までの期間において落札者が、契約の内容を履行することができない場合又は第21条第2号に該当した場合は契約せず、同条第1号又は第3号のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことができる。

6 第2項、第4項又は前項の規定により契約を締結しないときは、第14条第2項に定める違約金を徴収する。

(実施上の留意事項)

第25条 入札に参加するための費用は、参加資格確認申請書等の提出者の負担とする。

2 申請書等に虚偽の記載をした者に対しては、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止を行うことがある旨、電子入札公告等に明記するものとする。

(入札結果の公表)

第26条 入札結果の公表は、落札決定を行った日に、システムにより公表するものとする。ただし、大阪府が必要であると認めたときは、公表時期を延期し又は公表しない。

(秘密の保持)

第27条 職員は、業務を行う上で知り得た未公表又は非公表情報を漏らしてはならない。

2 職員は、予定価格等を推測することができる設計金額等の入札情報の遺漏を防止するため、設計書等の秘密書類を施錠できる金庫、ロッカー等へ保管するなど入札情報を厳重に管理しなければならない。

(その他)

第28条 この要綱に定めることのほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年1月15日から施行する。
- 2 平成26年1月15日以降に公告する入札案件で、平成26年3月31日までに契約の履行を完了するものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

【別表】 中小企業官公需特定品目

| 区分          | 品目名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |  |  |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|
| 1. 織物       | 綿・スフ織物(タオル織物を含む。) 絹・人絹織物 毛織物<br>麻織物 メリヤス生地等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |  |
| 2. 外衣・下着類   | 制服(警察職員、消防職員、自衛隊員の制服等) 雨衣<br>労働用・事務用及び衛生用(看護着、医務服、白衣、割ぼう着、エプロン等)の作業外衣<br>スポーツ用外衣(スキー服、スケート服、登山服、競馬服、野球服等)<br>オーバーコート スプリングコート ジャンパー ズボン<br>ドレス スーツ ジャケット スカート<br>セーター ワイシャツ ブラウス スポーツシャツ<br>シャツ ズボン下等(メリヤス製品を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |  |  |
| 3. その他の繊維製品 | 1. 2以外のものであって以下に例示する繊維製品(メリヤス製品を含む。)<br>じゅうたん ネクタイ スカーフ マフラー<br>ハンカチーフ 寝具 テント シート<br>日よけ ほろ等の帆布 シーツ テーブル掛<br>手ぬぐい ナプキン どん帳 引幕<br>のぼり ひも類 ガーゼ・ほう帯等の繊維製衛生材料<br>柔道着・剣道着等の和装製品 主として繊維製の帽子<br>繊維製袋 たび くつ下 手袋<br>網 魚網 網地等<br>マスク類 腕章                                                                                                                                                                                                                                                       |  |  |  |
| 4. 家具       | 木製・金属製の家具(机、テーブル、いす、ロッカー、キャビネット等)<br>マットレス 組スプリング ブラインド 鏡縁<br>カーテンロッド等のカーテン部品 額縁 黒板<br>教壇 金庫等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |  |  |
| 5. 印刷       | 機械(とっ版・平版・おう版等)印刷物及び謄写印刷物<br>罫紙及び事務用記録帳簿等(官公庁の名称等の入った特注品は印刷とみなす。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |  |  |
| 6. 機械すき和紙   | トイレットペーパー ティッシュペーパー<br>ちり紙 京花紙 生理用紙 タオル用紙<br>書道用紙 障子紙等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |  |  |
| 7. 潤滑油      | 潤滑油(グリースを含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |  |  |
| 8. 事務用品     | (1) 筆記用具<br>鉛筆 ボールペン サインペン シャープペンシル<br>マジックインキ 吸取紙 ペン皿 墨<br>墨汁 消しゴム 下敷 机上用マット<br>万年筆 付ペン(ペン先、ペン軸等) 毛筆<br>インキ フェルトペン 白墨 インクスタンド<br>文鎮 すずり 絵画用品等<br>(2) 事務用品<br>ナンバーリング チェックライター 数取器 ホッチキス<br>ダイモテープライター 穿孔機 パンチ<br>統計表示器 新聞架 計算尺 スケール<br>ソロバン 印章 印肉 スタンプ<br>謄写版及び謄写用器具 製図用具 定規<br>鉛筆削り器 のり テープ等接着用具<br>クリップ・ピン 画びょう ファイル等<br>名札 名札ホルダー 写真現像用消耗品<br>(3) 事務用記録帳簿(印刷に入れるものは除く。)<br>便箋 封筒 原稿用紙 レポート用紙<br>記録カード カード ノート類 バインダーリーフ<br>用紙 集計用紙 決算用紙 伝票<br>通帳 統計表類 領収書 金銭出納帳<br>帳簿 給料袋 日誌 日報等 |  |  |  |

| 区分              | 品目名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |  |  |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|
| 9. 台所・食卓用品      | <p>(1)調理用具</p> <p>ほう丁                      ボール                      洗いおけ                      水切り</p> <p>ざる                      しゃくし類                      しゃもじ                      皮むき器</p> <p>手持ちかん切り                      おろし器                      計量スプーン                      計量カップ等</p> <p>(2)料理用具</p> <p>かま                      なべ                      湯沸し(鉄びんを含む。)</p> <p>フライパン                      玉子焼き器                      コップェル類                      飯ごう等</p> <p>(3)飲食器</p> <p>さら類                      わん類                      グラス・コップ類                      はち類</p> <p>ボール類                      酒器類等</p> <p>(4)食卓器具</p> <p>ピッチャ類                      ポット類                      盆類                      きゅうす類</p> <p>茶卓                      調味料入れ                      ぜん                      せん抜き</p> <p>ようじ入れ                      飯びつ等</p> <p>(5)食料貯蔵器具</p> <p>米びつ                      茶筒類                      ポット                      水筒</p> <p>弁当箱                      ジャー等</p> <p>(6)ナイフ、フォーク、スプーン、はし類及び同附属品等</p> <p>ナイフ・フォーク・スプーン類                      れんげ                      はし</p> <p>はし箱                      はし立て                      食食用紙製品(紙コップ・さら等)</p> <p>飲料用ストロー等</p> <p>(注1)本品目は、金属製(鉄製、ステンレス製、ほうろう鉄器製、アルミニウム製等)、ガラス製、陶磁器製、合成樹脂製、木竹製、紙製等材質の如何を問わない。また、和風、洋風等形状の如何を問わない。</p> <p>(注2)なお、台所・食卓で使用されるものであっても、「民生用電子電気機械器具」(電気がま・ジャー・ポット・ホットプレート・トースター等のちゅう房用電熱用品、電気冷蔵庫等)、ガス・石油による熱調理器具(ガスレンジ等)、調理機械、「家具」(食器戸だな、調理台、ガス台、サービスワゴン等)、「繊維製品」(テーブル掛け、ナブキン等)、台所用ハンガー類、バケツ類、清掃器具、合成洗剤等は、本品目には含まれない。</p> |  |  |  |
| 10. 再生プラスチック製製品 | <p>(1)くい、さく、支柱類</p> <p>標識くい                      境界くい                      測量くい                      柵くい</p> <p>線路表示くい                      工事用支柱                      さく等</p> <p>(2)板、まくら木類</p> <p>土止板                      フェンス                      配管用まくら木等</p> <p>(3)公園施設類</p> <p>ベンチ                      街路樹支柱                      公園のさく・くい                      遊び具類等</p> <p>(4)土木建築用資材</p> <p>U字溝                      溝ぶた                      土管代用品                      住宅用資材等</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |  |  |
| 11. 皮革・ゴム製品     | <p>ベルト及び帯革                      靴類                      鞆類</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |  |  |
| 12. 道路標識        | 道路標識類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |  |  |
| 13. 車両          | 自転車                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |  |  |